

ミニバスケット事件

判決年月日 平成23年7月14日

事件名 平成22年(ワ)第11899号 不正競争行為差止等請求事件

<http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20110727111421.pdf>

担当部 大阪地方裁判所第26民事部

【コメント】

- ・ 一連のシリーズ商品として原告商品A，B，C，Dが販売されていたところ，被告Y商品は，後発のD商品と類似する商品形態を有すると同時に，先行するA商品とも類似する商品形態を有するという場合に，不正競争防止法2条1項3号の商品形態模倣行為の適用除外を規定した同法19条1項5号イについて，「最初に販売された日」の起算点となる他人の商品は先行するA商品なのか，D商品なのかという点が問題となりました。
- ・ 本判決は，不正競争防止法19条1項5号イにおける「最初に販売された日」の起算点となる他人の商品の意義について，「保護を求める商品形態を具備した最初の商品を意味するのであって，このような商品形態を具備しつつ，若干の変更を加えた後続商品を意味するものではない」旨判示しています。
- ・ さらに，本判決は，一連のシリーズ商品の新しい商品について，不正競争防止法2条1項3号の保護を求めうるのは，「原告商品の形態のうち，原告先行商品の形態と共通する部分を除外した固有の部分に基礎をおくものでなければならない」と判示しています。
- ・ 不正競争防止法19条1項5号イの解釈について，参考裁判例として挙げた東京高裁平成12年2月17日判決の立場を踏襲するものといえます。

【参考】

本判決以前に，この問題についての解釈を示した裁判例としては，不正競争防止法19条1項5号イの「最初に販売された日」の対象となる他人の商品には，「最初の商品に若干の変更を加えた後続商品は含まれない」と判示した東京高裁平成12年2月17日判決・判時1718号120頁（「空調ユニットシステム事件」）があります。

【事例】

1 原告は，「COMO」の商品名で，大きさの異なる4種類のバスケットを製造販売している。

具体的には，平成11年2月から「コモバスケット L」を，平成20年1月から「コモバスケット M」及び「コモバスケット S」を販売している（以下，これら3つを併せて「原告先行商品」という。）

平成20年3月からは，「COMO」シリーズの4番目の商品として，原告商品形態目録記載の「コモバスケット MINI」（以下「原告商品」という。）を販売している。

被告は，遅くとも，平成22年7月から，別紙被告商品形態目録記載のミニバスケット（以下「被告商品」という。）を，「chobitto」という商品名で販売した。

本件は，被告商品が，原告商品の形態を模倣するものであるとして提起された不正競争行為の差止等請求事件です。

2 本件では，

被告商品は，法2条1項3号にいう他人の商品の形態を模倣したものに当たるか。

原告商品の商品形態は，法19条1項5号イにいう日本国内において最初に販売された日から起算して3年を経過した商品の商品形態に当たるか。

被告は，法19条1項5号ロにいう譲り受けた時にその商品が他人の商品の形態を模倣した商品であることを知らず，かつ，知らないことにつき重大な過失がない者に当たるか。

損害額

の4つが争点となりましたが，本判決は， の点のみについて判断し，侵害を否定しました。

【判決内容の概要】

1 本件の事案の内容に鑑み，まず，争点2について検討すると，この点に関する被告らの主張には理由がある。以下，詳述する。

2 法2条1項3号は，他人の商品形態を模倣した商品の譲渡行為等を他人の商品が最初に販売された日から3年間に限って不正競争行為に当たるとしたものである。その趣旨は，法1条の事業者間の公正な競争等を確保するという目的に鑑み，開発に時間も費用もかけず，先行投資した他人の商品形態を模倣した商品を製造販売し，投資に伴う危険負担を回避して市場に参入しようとすることは公正とはいえないから，そのような行為を不正競争行為として禁ずることにしたものと解される。

このことからすれば，最初に販売された日の起算点となる他人の商品とは，保護を求める商品形態を具備した最初の商品を意味するのであって，このような商品形態を具備しつつ，若干の変更を加えた後続商品を意味するものではないと解すべきである。

そして，仮に原告が主張するとおり，原告商品が原告先行商品の改良品や部分的な手直し品ではなく，新しい商品であるとすると，この場合に法2条1項3号による保護を求め得るのは，原告商品の形態のうち，原告先行商品の形態と共通する部分を除外した固有の部分に基礎をおくものでなければならないというべきである。

本件で，原告が，原告先行商品のうち「コモバスケット L」を平成11年2月から販売していたことは，前記のとおりである。

そうすると，原告先行商品と原告商品の形態が実質的同一である場合には，原告商品の形態の模倣は，法19条1項5号イに該当するというべきである。

3 原告先行商品と原告商品の形態の対比

法2条4項によれば，商品の形態とは，需要者が通常の用法に従った使用に際して知覚によって認識することができる商品の外部及び内部の形状並びにその形状に結合した模様，色彩，光沢及び質感をいう。

これを前提として，以下原告先行商品と原告商品の形態が実質的同一といえるか否かについて検討する。

…（略）…原告が保護を求めている商品形態の構成の中心は，原告先行商品においても採用されていたものであると認めることができる。そして，原告先行商品と原告商品との形態上の差は，需要者が通常の用法に従った使用に際して知覚によって認識することができるほどの形状の差であるとは認められないか又は同種の商品に共通する何の特徴もないごくありふれた形状であるといえることができる。

なお，原告商品と原告先行商品とでは商品の大きさが異なるから，そのことに由来する差違が存する。しかしながら，少なくとも全体的な商品の形態について従来品の形態を具備しながら，大きさのみを変更した場合に，従来品とは別の商品形態であるということとはできない。上記によれば，原告商品は，全体的な商品の形態として，従来品である原告先行商品の形態を具備しているというべきであるから，大きさの違いやそのことから由来する差違をもって，別の商品形態であるということとはできない。

- 4 以上によれば，原告が保護を求める商品形態を具備した最初の商品は，原告商品ではなく，原告先行商品である。前記のとおり，原告先行商品のうち「コモバスケット L」が最初に販売された日は平成11年であるから，原告商品が販売された平成20年3月時点では，最初に販売された日から3年を経過していたことが明らかである。

したがって，被告の行為は，法19条1項5号イに該当する。

〔文責：大住 洋〕

以上